

第6次国土調査事業十箇年計画の取組状況と課題

- 1 地籍調査実施における国土調査事業十箇年計画等の位置付け
- 2 第6次計画における事業量等の考え方と実施状況
- 3 第6次計画の中間見直し(平成26年度)とそれに基づく対応状況
- 4 第7次計画策定に向けた課題

1 地籍調査実施における国土調査事業十箇年計画等の位置付け

- 国は、国土の総合開発及びその利用の高度化に資するため緊急に国土調査事業を実施する必要があると思われる地域について、十箇年間に実施すべき国土調査事業の計画（国土調査事業十箇年計画。以下「十箇年計画」という。）を作成。
- 十箇年計画には、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量を定める。
- 都道府県は、十箇年計画に基づき、都道府県計画及び毎年度の事業計画を定め、当該計画に基づき実施する地籍調査について、国は国庫負担金を支出。

国土調査十箇年計画

- 国土交通大臣は、国土審議会の意見を聴いて、十箇年計画の案を作成し、閣議を求める。
- 十箇年計画の案を作成するにあたっては、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県に意見聴取。
- 十箇年計画には、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量を定める。
- 第6次十箇年計画から、法定事項ではないが地籍調査の進捗率（地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合）の目標値と中間年で十箇年計画の見直しを行う旨を記載。

都道府県計画

- 都道府県は、十箇年計画に基づき地籍調査に関する都道府県計画を作成するとともに、国土交通大臣に報告。

事業計画

- 都道府県は、都道府県計画に基づき関係市町村等と協議の上、毎年度の事業計画を作成。
- 事業計画の作成にあたっては、国土交通大臣に協議し、同意を得ることが必要。

実施計画等

- 市町村等は、実施に関する計画及び作業規程を作成し、都道府県知事に届出

国土調査事業十箇年計画

平成22年5月25日
閣議決定

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第3条第1項に規定する国土調査事業十箇年計画を次のとおり定める。

1 地籍調査

優先的に地籍を明確にすべき地域を中心に地籍の明確化を促進するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量は、次のとおりとする。

- (1) 国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基準点の測量の基準点の数は、人口集中地区以外の地域を対象に、**8,400**点とする。
- (2) (1)に掲げる基準点の測量を除き、国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基本調査の調査面積は、**3,250**平方キロメートルとする。
- (3) 地方公共団体又は土地改良区その他の国土調査促進特別措置法施行令（昭和45年政令第261号）第1条各号に掲げる者が行う地籍調査の調査面積は、**21,000**平方キロメートルとする。

併せて、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正

確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進する。

これらにより、地籍調査対象面積(全国土面積から国有林野、公有水面等の面積を除いた地域の面積)に対する地籍調査実施地域の面積の割合を、49%(平成21年度末時点)から57%(平成31年度末時点)とし、特に人口集中地区における地籍調査実施面積の割合を、21%から48%とし、人口集中地区以外の林地における地籍調査実施面積の割合を、42%から50%とすることを目標とする。

また、中間年を目標に、地籍調査((2)に掲げる基本調査を含む。)について、調査未着手の市町村又は調査休止中の市町村(優先的に地籍を明確にすべき地域について調査が完了している市町村を除く。)の解消を目指す。

2 土地分類調査

土地本来の自然条件や土地の改変状況等を把握するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量は、次のとおりとする。

国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象に、**18,000**平方キロメートルとする。

3 計画の見直し

この計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年に見直すものとする。

2 第6次計画における事業量等の考え方と実施状況

- 第6次計画では、地籍調査未実施地域のうち、土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地利用や土地取引等が行われる可能性が低い地域を除いた地域を優先的に地籍を明確にすべき地域（以下「優先地域」という。）と整理し、当該地域の概ね半分の面積（21,000km²）を第6次計画期間中の事業量として設定。
- また、特に進捗が遅れている都市部及び山村部の地籍整備の推進を目指し、事業量及び第6次計画から新たに記載することとなった進捗率において、両地帯における目標値を設定。
- これまで各種地籍整備の推進策を講じてきたが、平成28年度末までの実施状況を踏まえると、目標達成はいずれも現実的に困難な状況。

第6次計画における事業量と実施状況

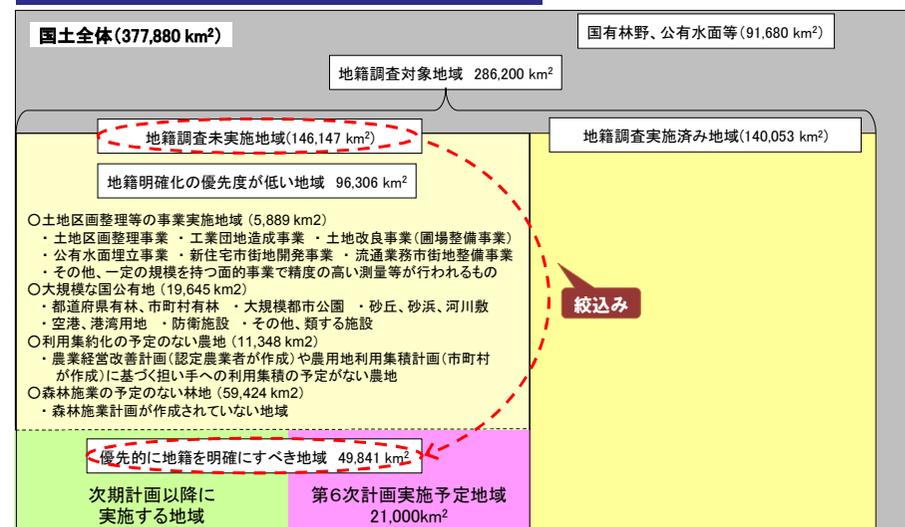
項目	計画目標 ※1	平成28年度末までの実施状況		[参考]平成31年度末の見込み※2	
		実施量	実施量/計画目標	実施量/計画目標	
①地籍調査	21,000 km²	7,226 km²	34.4%	約49%	
うちDID(人口集中地区)	1,800 km ²	254 km ²	14.1%	約20%	
うち林地	15,000 km ²	5,284 km ²	35.2%	約50%	
②基本調査	3,250 km²	825 km²	25.4%	約36%	
うち都市部官民境界	1,250 km ²	436 km ²	34.9%	約50%	
うち山村境界	2,000 km ²	395 km ²	19.7%	約28%	
③調査未実施・休止市町村	中間年に解消を目指す	604市町村	457市町村	24.3%	約35%
④国土調査以外の成果の活用	約1,500 km ²	524 km ²	35.0%	約50%	
⑤基準点	8,400 点	2,771点	32.7%	約33%	
進捗率	49%→57%	52%	—	約53%	
うちDID(人口集中地区)	21%→48%	24%	—	約26%	
うち林地	42%→50%	45%	—	約46%	

※1 計画目標のうち、太字が閣議決定に定められた数値

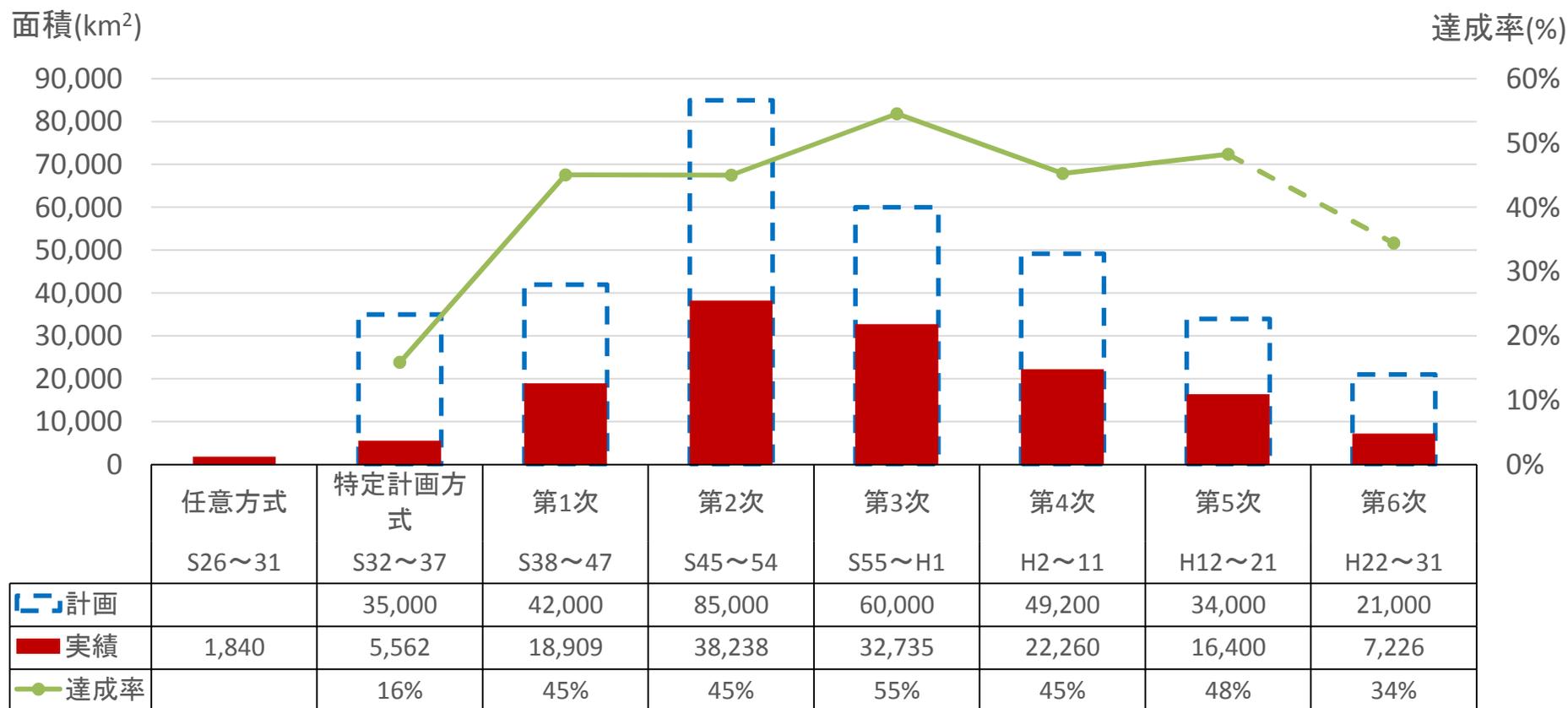
※2 見込みの数値は、平成28年度末までのペースで進捗した場合の平成31年度末の推計値

※3 基準点は今後増加の見込みはないため、平成28年度末から変化なし

第6次計画における優先整備地域の考え方(H21末時点)



[参考]これまでの十箇年計画等における達成率の推移



※ 第6次はH28年度までの実績値

3 第6次計画の中間見直し(平成26年度)とそれに基づく対応状況

中間見直しの内容	見直しに基づく対応状況
○中間年における見直しの方向性	
<ul style="list-style-type: none"> 災害への備えなど地籍整備の緊急性がより高い地域(特に、南海トラフ地震による津波浸水想定地域等)での地籍整備を優先的に推進 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から防災対策等の重点施策と連携した地籍調査に対して重点的に支援していることに加え、同年度に社会資本整備円滑化地籍整備事業を創設し、社会資本整備と連携した地籍整備を推進
○地籍調査の推進方策	
<ul style="list-style-type: none"> 各地域が自らの実情に合った実施組織のあり方を検討し、その設立等を通じた効果的な体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 地籍調査のための人員・知識が不足している地域において、複数市町村と県が連携した協議会設置や測量会社と土地家屋調査士事務所が連携した共同企業体設立など、地方公共団体の実施体制、事業者側の受託体制ともに、地籍調査を実施するための機動的な体制整備の取組を推進
<ul style="list-style-type: none"> 法務局と連携し、客観的な資料により筆界を確認出来る制度の積極的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会などにおいて、客観的な資料による筆界確認手法(地積測量図等の活用)の普及・啓発に努めている他、山村部における地籍調査の効率化のため、空中写真等による立会を要しない調査手法(集会所等を活用)について検討中(資料4)
<ul style="list-style-type: none"> 新技術を普及するためのマニュアル等の整備、最新技術に対応した測量方法を検討し、作業規程等へ反映 	<ul style="list-style-type: none"> 衛星測位技術の進展に対応し、基準点測量や地籍測量の工程の一部を省略可能とする手法を導入するため、作業規程の改正及びマニュアルの整備
<ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体は予算の確保に努め、市町村は実施体制を一層充実 	<ul style="list-style-type: none"> 実施市町村の増加に伴う要望事業量増加に対応するため、補正予算の確保に努める(平成23年～28年で補正予算確保)とともに、市町村への支援体制を強化するため、各地方整備局等の体制を整備
<ul style="list-style-type: none"> 進捗率の指標の分母には、緊急度が低いと考えられる地域が含まれていること等を踏まえ、国民に分かり易い適切な指標を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 政策課題に即した優先地域の絞り込み及び政策分野毎の達成状況を表す指標を検討中(資料4、5)
<ul style="list-style-type: none"> 都市部における地籍調査の推進のため、密集市街地における地籍調査の推進方策を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 都市部における地籍調査の推進に向け、官民境界をベースとした民間測量成果等の蓄積・活用のためのプラットフォームシステムの整備を検討中(資料4)
○国直轄の基本調査の実施	
<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震に備え、都市部官民境界基本調査の数値目標を設定し、重点的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度までに南海トラフ地震の津波浸水想定地域180km²において都市部官民境界基本調査を実施する数値目標を設定、平成26年度～28年度で約半分を達成
<ul style="list-style-type: none"> 林地境界の情報を迅速に確認・保存するため、既存の航空写真や地形図等を活用した手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 山村境界基本調査の一部において、既存の航空写真や地形図等を活用し成果を作成する取組を導入済
○未着手・休止市町村の解消	
<ul style="list-style-type: none"> 個々の状況に応じつつ、市町村、都道府県、国は解消に向けて引き続き努力 	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発活動等により、平成21年度末から28年度末までで未着手・休止市町村数は604から457に減少したが、さらに、優先度の高い地域で着手しやすくする方策を検討中(資料4)
○国土調査以外の測量・調査成果の活用	
<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、測量の実施主体に対して測量成果を活用するよう要請・指導する体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 既存測量成果を活用した19条5項指定申請の促進、地方整備局等の体制整備などにより国土調査以外の測量・調査成果の活用を推進している他、プラットフォームシステムの整備を検討中(資料4、再掲)

4 第7次計画策定に向けた課題

1. 施策効果が高い地域での実施を促す仕組み

- 施策連携地域への重点支援や社会資本整備円滑化地籍整備事業などを通じて、施策効果が高い地域での地籍整備の促進に取り組んでいるが、現行の都道府県計画においては施策効果が高い地域の位置づけがないことから、当該地域での実施を誘導するための仕組みとしては課題がある。
- 予め十箇年における実施予定地域を都道府県、市町村とで連携・調整し計画に位置づける等、施策効果の高い地域での地籍整備をより促す仕組みが必要。

2. 地籍整備の進捗状況を示す指標

- 進捗状況を示す指標は、現行では全国一律の地帯別の進捗率のみで、施策効果別の進捗状況を明確に示すことが困難。
- 現行の進捗率に加えて、様々な側面から進捗状況を評価分析できる指標を複数設定し、施策改善に結びつける評価体制が必要。

3. 優先度が高い地域において地籍整備の効果を早期発現させるための調査手法の合理化、効率化

- 都市部では、所有者の高い権利意識や輻輳した権利関係、障害物の多さなど、また、山村部では、人口減少・高齢化などから土地境界情報がなくなりつつあることや、急峻な地形などから現地での作業が困難となっていることなどにより、一筆地調査、測量ともに多くの時間とコストを要している状況。
- これら調査困難地域においては、所在不明の土地所有者の増加などの制約条件が増えることから、今後地籍整備の未実施地域全てにおいて一筆ごとの地籍調査を継続することは、効果発現までに要する時間とコストのさらなる増加が懸念される。
- 優先度が高い地域において、地籍整備の効果を早期に発現させるため、さらなる調査手法の合理化、効率化等が必要。